

目黒区世論調査の 中間報告(速報)がまとまりました

区民の声課 (☎5722-9416、☎5722-9395)

区民の皆さんからのご意見・ご要望を区政に反映させ、適切な区政運営を推進していくため、世論調査を実施しました。この度、調査の中間報告(速報)がまとまりましたので、お知らせします。

なお、今回の数値は速報値であり、最終報告書(11月予定)として公表するものが確定値となります。

調査概要

期間 6月8~30日

☎18歳以上の区内在住者から無作為抽出した3,000人

調査方法 調査票を郵送し、郵送とオンラインによる回答

調査項目 ①区での居住②暮らし向き・仕事③防災④地域活動・コミュニティ⑤運動・スポーツ⑥福祉・子育て⑦都市計画・街づくり⑧地球温暖化対策⑨生涯学習⑩情報推進⑪消費生活⑫広報・ホームページ⑬自転車の安全利用⑭区の政策 ほか

有効回収率 39%(有効回収数1,171票。うちオンライン回答506票)

☎世論調査の中間報告(速報)は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー、地区サービス事務所(東部を除く)、住区センター、図書館のほか、区HP(コード①)でご覧になれます。最終報告書の公表は11月上旬を予定しています。



主な調査結果(中間報告)

Q 目黒区に今後も住みたいと思いますか

「ずっと住んでいたい」「当分の間は住んでいたい」を合わせた「定住意向あり」は95.6%と非常に高い結果になりました。

ずっと住んでいたい	当分の間は住んでいたい	あまり住んでたくない	できれば引っ越したい	無回答
49.1%	46.5%	1.7%	2.4%	0.3%

Q 日頃、区政情報をどのように入手していますか

「めぐる区報」が76.9%と最も高くなりました。次いで、「区公式LINE」「区公式ホームページ」などとなっています。

上位5項目(複数回答可)

めぐる区報(自宅に配布されたもの)	区公式LINE	区公式ホームページ(スマートフォン・タブレット)	掲示板	町会・自治会などの回覧板
76.9%	30.6%	18.8%	14.3%	14.2%

Q 区に優先して行ってほしい施策は何ですか

「防犯」が40.5%、「防災」が37.3%となり、以下、「交通安全」「子育て支援」「高齢者福祉」となっています。

上位5項目(複数回答可)

防犯	防災	交通安全	子育て支援	高齢者福祉
40.5%	37.3%	25.7%	23.6%	22.5%

語ろう人権 家庭で地域で



災害と人権 ~普段からの備えと 大切な心構え

区人権政策課 (☎5722-9214、☎5722-9469)



いざというときに備えて

いつ起こるか分からない地震。身の安全確保、出火防止や初期消火、連絡方法を家庭で共有し、非常持ち出し品、最低3日分の食料と水を備蓄することが大切です。また、家具類の転倒・落下や窓ガラスの飛散防止対策、消火器やブロック塀の点検など、安全対策は普段からの備えが重要です。

同時に、発災時の混乱を防ぐための大切な心構えがあります。それは、根拠の無いうわさやデマを信じたり、広めたりしないことです。不確かな情報が間違った避難行動に結びつくなど、命を危険にさらし、治安の悪化や人権侵害が生じる恐れもあります。

災害による被害のしわ寄せを受けやすいのは、子どもや高齢者、障害者などの要配慮者、外国人などのマイノリティーの方々です。被害は未然に防がねばなりません。

広まりやすい災害時の流言パターン

災害時にどんなうわさやデマが出回りやすいのか、パターンを事前に学んでおくことが、被害防止に有効です。

先の震災や感染症まん延時には、

「あの感染症は某国(地域)が発生源」「動物園から猛獣が脱走」「〇時間以内に大地震が起こる」「外国人窃盗団が現れた」「〇〇薬が感染症対策に有効」「有名人が国外に脱出」などが、口コミやSNSで全国を駆け巡りました。災害発生により社会が不安に陥ると、普段は隠れている排他的な傾向や差別意識、攻撃的な言動が現れやすいといわれています。

情報源を確認し、混乱に加担しない

令和3年の目黒区世論調査では災害情報の収集手段として、テレビが6割強と最多で、次に区などの公式ホームページが続いています。緊急時には情報の要求が高まる一方で、情報が不足します。その隙間を埋めようと、人々は流れてくる無数のメディアからの情報を信じ、臆測や想像に頼りがちになります。

私たちには、根拠の不明な情報をうのみにして発信せず、一度止める冷静さが必要です。公的機関などからの公式発表を確認し、常に慎重に考える習慣が肝心です。不確かな情報を拡散して混乱を招かぬよう、事実を確かめ、安全な地域社会をつくっていきましょう。

子

高校・大学受験を応援します 受験生チャレンジ支援 貸付事業



同事業キャラクター「チャレニャン」

区福祉総合課くらしの相談係
(☎5722-9249、☎5722-9062)

受験を控えた中学・高校3年生などがある世帯に、受験料や学習塾の受講料を無利子でお貸しします(要件あり)。

収入基準額の見直しにより対象者が拡大され、高校・大学などに入学した場合は、申請により返済が免除されます。申し込み方法など詳細は、区HP(コード②)をご覧ください。か、お問い合わせください。



対象	貸付限度額
中学3年生またはこれに準じるかた	受験料=27,400円(4校分まで。1校当たり23,000円まで可)。塾などの受講料=20万円
高校3年生またはこれに準じるかた	受験料=80,000円(校数制限、1校当たりの上限なし)。塾などの受講料=20万円

要件 次の①~⑦全てを満たすかた(他にも要件あり)

- ①世帯の生計中心者(18歳以上)
 - ②都内に引き続き1年以上在住(住民登録)している
 - ③父母など養育者の総収入または合計所得が一定基準(下表)以下
 - ④世帯の預貯金など資産の保有額が600万円以下
 - ⑤世帯員が居住している土地・建物以外の不動産を所有していない(不動産所得があると対象とならない場合あり)
 - ⑥生活保護受給世帯でない
 - ⑦暴力団員がいる世帯でない
- 申込期限 6年1月31日(必着)

養育者の総収入・合計所得の基準

()内は合計所得

世帯人数	2人	3人	4人
一般	-	4,410,000円 (3,087,000円)	5,049,000円 (3,599,000円)
ひとり親	4,057,000円 (2,805,000円)	4,966,000円 (3,532,000円)	5,772,000円 (4,175,000円)

※世帯人数は養育者と、就学中または18歳未満の就労前の子ども的人数
※賃貸物件居住の場合は家賃控除できる場合あり
※5人以上の世帯はお問い合わせください